

## 秋田市における公共工事の中間前払金制度の概要

### 1 中間前払金の制度

中間前払金とは、工事の着手時に前払金（請負代金額の10分の4以内の額。ただし、低入札価格調査を経て契約を締結する場合には、請負代金額の10分の2以内の額で5千万円限度）の支払を受けた後に、更に工事の中間段階において前払金（請負代金額の10分の2以内の額。ただし、低入札価格調査を経て契約を締結する場合には、5千万円限度）の支払を受けることができる制度です。ただし、請求しようとする中間前払金の額と支払を受けた着手時の前払金の額との合計額は、請負代金額の10分の6（低入札価格調査を経て契約を締結する場合には、請負代金額の10分の4、又は1億円）を超えることはできません。また、着手時の前払金の支払を受けていない場合は、中間前払金の支払を受けることはできません。

### 2 中間前払金の対象となる工事

請負代金額が1,000万円以上で、かつ、工期が150日を超える工事で、次のすべての要件に該当する場合において、中間前払金の支払を受けることができます。

工期の2分の1を経過していること。

予定工程どおり進捗していること。

出来高が請負代金額の2分の1以上に相当するものであること。

注）継続費又は債務負担行為に係る契約でその履行が数年度にわたるもの（複数年度契約）に係る中間前払金については、各年度の年度割金額等および工事期間を基礎として、対象要件該当の有無を判断し、その支払額も年度割金額等を基礎として計算し、それぞれの年度において支払ます（対象要件を満たさない年度については、中間前金払は行わず、当該年度については部分払を受けることができます。）。

### 3 中間前払金の認定

請負者は、中間前払金の請求をしようとするときは、中間前払金に係る認定を受けるために、市および上下水道局の工事監督員に、所定の「中間前払金認定請求書」（様式1）（「工事履行報告書」（様式2）を必ず添付すること）を提出するものとします。工事監督員は、原則7日以内に要件審査（前記2の該当の有無を審査）を行い、「認定調書」を請負者に交付します。

なお、出来高の数値に疑義がある場合は、請負者に当該数値の根拠となる資料の提示を求め、確認をさせていただきます。

### 4 中間前払金の支払

請負者は、中間前払金に係る認定を受けたときは、所定の「工事前払金・中間前払金申請書」に、保証事業会社が発行する当該中間前払金に関する「保証証書」を添付して、契約課に申請するものとします。当該請求日から14日以内に中間前払金を支払ます。

### 5 中間前金払と部分払の併用禁止

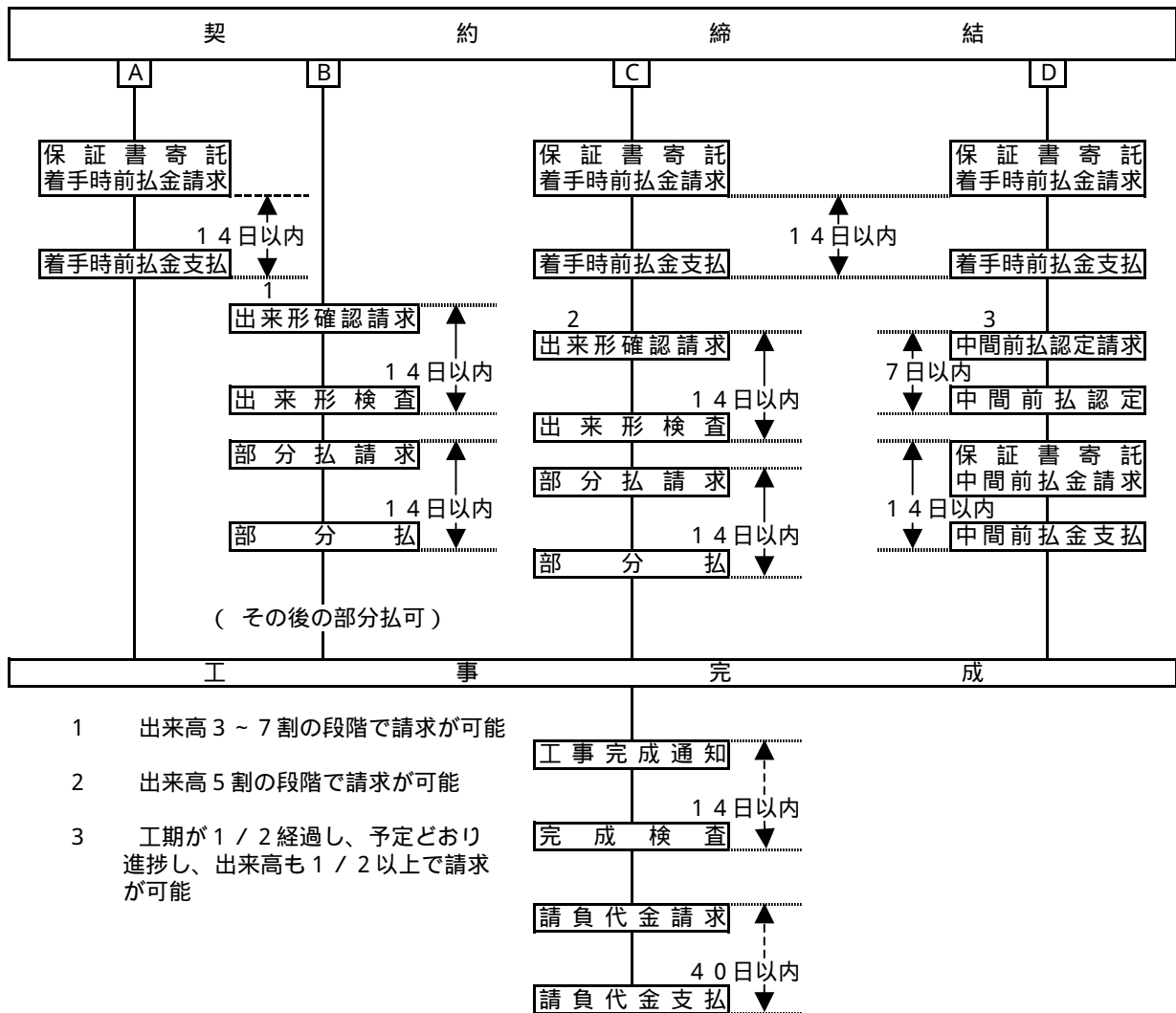
1件の工事（複数年度契約にあっては、1の年度の工事）について、中間前金払と部分払（複数年度契約における各年度末の部分払および繰越に係る工事における年度末の部分払を除く。）の両方を受けることはできません。

### 6 実施時期

平成22年4月1日以降に契約を締結する工事から適用します。

# 1 工事請負代金支払手続フロー

[A] 前金払のみ    [B] 部分払のみ    [C] 前金払 + 部分払    [D] 前金払 + 中間前金払



## 2 部分払と中間前金払の比較

(設定条件) 請負代金額 1 億円、着手時前払金率 4 割、出来高 5 割、中間前払金率 2 割

**着手時前金払 + 部分払**

着手時前払金 4 千万円-----(1)  
 $1 \text{ 億円} \times 4 / 10$

部分払金 2 千 7 百万円-----(2)  
 $5 \text{ 千万円} \times 9 / 10 - (5 \text{ 千万円} \times 9 / 10 \times 4 \text{ 千万円} / 1 \text{ 億円})$

出来高 5 割時点の受取額(1) + (2)  
 = 6 千 7 百万円

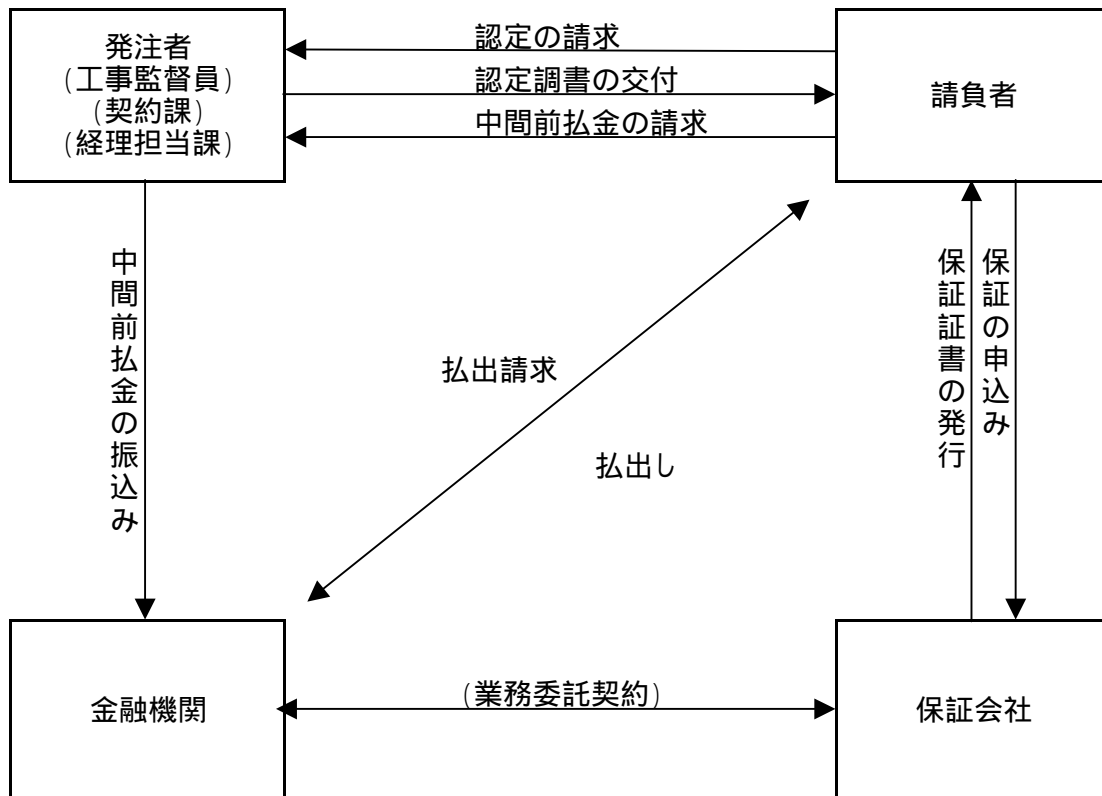
**着手時前金払 + 中間前金払**

着手時前払金 4 千万円-----(1)  
 $1 \text{ 億円} \times 4 / 10$

中間前払金 2 千万円-----(2)  
 $1 \text{ 億円} \times 2 / 10$

出来高 5 割時点の受取額(1) + (2)  
 = 6 千万円

### 3 中間前払金保証の流れ



- 請負者は、発注者(工事監督員)に対して中間前払金の認定の請求を行う。  
 発注者(工事監督員)は、請負者に対して認定調書を交付する。  
 \* 認定調書を1部作成し、請負者に交付し、写しを工事監督員が保管する。  
 請負者は、保証会社に対して中間前払金保証の申込みを行う。  
 保証会社は、書類確認等の審査を行った後、中間前払金の保証証書を請負者に対して発行する。  
 \* 保証証書には、当初の前払金と区別する意味で、「中間前払金保証」と表示している。  
 請負者は、発注者(契約課)に対して保証証書(中間前払)を添えて中間前払金の申請をする。  
 発注者(経理担当課)は、請負者の指定する金融機関に中間前払金を振り込む。  
 \* 中間前払金は、当初の前払金と同様、前払金専用の普通預金口座に振り込まれる。  
 請負者は、必要書類を金融機関に提出し、中間前払金を払い出す。